

与謝野町土木工事週休２日制工事実施要領

（趣旨）

第１条 本要領は、与謝野町が発注する土木工事において、週休２日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

（目的）

第２条 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休２日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

（対象工事）

第３条 原則、与謝野町が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。なお、対象工事は特記仕様書に週休２日制工事であることを明記する。（別紙１参照）

（１）緊急対応工事等の工事

（２）その他、発注機関の長が週休２日制工事になじまないと判断した工事

（用語の定義、実施、確認方法及び労務費等の補正）

第４条 用語の定義、実施方法、確認方法及び労務費等の補正に関する考え方については、次の実施要領等に準ずるものとする。

（１）国土交通省土木工事標準積算基準、国土交通省機械設備工事積算基準を適用する工事は「週休２日制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。

なお、「建設交通部」とあるのは「与謝野町」と読み替えるものとする。

（２）土地改良工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領及び漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事は「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休２日制工事実施要領」（京都府農林水産部）を準用する。

なお、「農林水産部」とあるのは「与謝野町」と読み替えるものとする。

（３）水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は同必携を準用する。

なお、労務費等の補正に関する事項以外については「週休２日制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。

２ 積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における実施要領等を準用する。

３ 実施要領間に相違がある場合は、この与謝野町土木工事週休２日制工事実施要領を優先する。

（工事成績評定）

第６条 施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（８日／28 日）未満

となる等、明らかに週休２日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

附 則

- 1 本要領は、令和８年４月１日から施行する。ただし、令和８年３月３１日までに与謝野町土木工事週休２日制工事試行要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 2 与謝野町土木工事週休２日制工事試行要領（令和６年１０月８日施行）は廃止する。
- 3 この要領は、令和８年９月１日から施行する。ただし、令和８年８月３１日までに与謝野町土木工事週休２日制工事实施要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。

《特記仕様書又は現場説明書の記載例》

【土木工事】

(週休 2 日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休 2 日に取り組む工事である。
- 2 2 日制工事の実施方法・確認方法及び労務費等の補正は、「与謝野町土木工事週休 2 日制工事実施要領(令和 8 年 9 月 1 日施行)」に基づき実施すること。
- 3 準用する「週休 2 日制工事実施要領」(京都府建設交通部)は、入札公告を行った日に有効のものとする。

(HP : <https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/shuukyuufutuka.html>)

注意：本工事は、『与謝野町土木工事週休 2 日工事実施要領（令和 8 年 9 月 1 日施行）』に基づく週休 2 日（対象工事）として実施しますが、同要領に基づき、労務費等の補正は行いません。

【農林水産工事】

(週休 2 日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制対象工事である。
- 2 週休 2 日制工事の実施方法・確認方法及び労務費等の補正は、「与謝野町土木工事週休 2 日制工事実施要領(令和 8 年 4 月 1 日施行)」に基づき実施すること。
- 3 準用する「週休 2 日制工事実施要領」または「週休 2 日交替制工事実施要領」(京都府農林水産部)は、入札公告を行った日に有効のものとする。

(HP : <https://www.pref.kyoto.jp/kochi/nourin-gijyutsu.html>)